障害児通所支援事業において変更届出を行う時の必要書類(変更日から10日以内に届出が必要です)

番号	提出書類	様式	事 業 所	地 (設置の場所) の所在②事業所 (施設) の所在	称 ③申請者 (設置者)の名	る 事 務	日、住所又は職名の氏名、生年月	る。) 業に関するものに限例等 (当該指定に係る事の登記事項証明書又は条	る け 医 こ た 療	及び設備の概要事業所 (施設) の平	又 の 事 は 氏 業		⑪主たる対象者	⑫運営規程	容協力医療機関との契約内しくは診療科目又は当該協力医療機関の名称若	留意事項
1	変更届出書	第10号様式の18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	指定に係る記載事項	付表	0	0							0	0	0	Δ	0	・多機能型の場合は、付表7及び付表7その2も必要 ・△ (記載内容に変更がある場合に必要)
	登記事項証明書				0	0	0	0								
	医療法第7条の許可を受けた病院であることを証 する書類								Δ							△(医療型児童発達支援のみ必要)
5	平面図	参考様式 1		0						0						
6	居室等面積一覧	参考様式1別紙		Δ						Δ						△(保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は不要)
7	設備·備品等一覧	参考様式 2		0						Δ						△(記載内容に変更がある場合に必要)
8	案内図			0												
9	事業所内外の写真			0						Δ						△(使用する居室又は設備が追加される場合に必要)
10	建物の構造概要が把握できる書類			0												
11	建物の所有関係が把握できる書類			0												自己所有の場合は建物登記の写し等、賃貸の場合は賃貸借契約書の写し
12	建築物関連法令確認記録報告書	参考様式2の2		Δ												△(保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は不要)
13	防火対象物使用開始届出書の写し等			Δ												△(保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は不要)
14	管理者及び児童発達支援管理責任者経歴書	参考様式3									0	0				
15	苦情解決措置の概要	参考様式4									Δ	Δ				△(記載内容に変更がある場合に必要)
16	勤務体制・組織体制図	参考様式5及び別紙									Δ	Δ				△(人員の変更や追加の場合に必要)
17	誓約書	参考様式 6			0	0	0				0					
18	役職員等名簿及び暴力団排除に係る誓約書	別紙			Δ	Δ	Δ				Δ					△(役員若しくは管理者に変更がある場合に必要)
19	実務経験証明書、資格証、研修修了証の写し	参考様式 7										Δ				△(人員の変更や追加の場合に必要)
20	協力医療機関との契約内容	参考様式8													0	
21	運営規程		0	0	0						Δ	Δ	0	0		△(事業の人員の条で、変更がある場合に必要)
22	事業計画書															
23	一日の支援の流れ															
	地域(地元)への事業説明															
25	障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する 届出書															

番	提出書類	様式	事業所(施	地(設置の場)	称③申請者(設	主たる事務	、住所又は代表者の氏) 関する指記事項	ること 病院又 医療法第7	及び設備の (施	又は職歴 の氏名、 生施	歴、生年月日 全年月日理 (施	⑪主たる対象・	⑫ 運 営 規程	容 協力医療機関の はいの とり はい はい はい かい とり できる はい かい という はい	留意事項
5			設)の名称	所)の所在	置者)の名	所の所在地	職名、生年月	のに係る事	診 の 療 許 所 可	の 平	月~	、住所又は 責任者の氏 の児童	者		との契約内国の名称若	
26	障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一 覧表															
27	指定障害児通所支援事業の開始届出書															
28	業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)		0	0	0	0	0									事業所の開設場所の状況によって提出先が変わります。詳しくは障がい福祉課へお尋ねください。

※ 留意事項

上記一覧表に記載のない書類の提出が必要となる場合もありますので、ご留意ください。なお、以下の変更については、事前の審査が必要となるため、変更前に事前にご相談ください。

【事業所(施設)等の所在地の変更】

指定基準のほか、関係法令を満たしているか審査が必要なため、計画段階で必ず事前にご相談ください。事前の相談なく事業所を移転し、移転先が基準や法令違反物件であった場合、事業休止等が起こり得ますので、十分にご注意ください。

【事業所(施設)等の構造・設備の変更】

基準を満たしているか審査が必要なため、計画段階で必ず事前にご相談ください。

【従たる事業所の新設】

指定基準のほか、関係法令を満たしているか審査が必要なため、計画段階で必ず事前にご相談ください。なお、以下の「指定変更申請について」に記載されているサービスの場合、変更届ではなく事前に「指定変更申請」が必要となりますので、ご留意ください。

【出張所の新設】

基準を満たしているか審査が必要なため、計画段階で必ず事前にご相談ください。

【定員の変更】

定員を増加させる場合は、基準を満たしているか審査が必要なため、計画段階で必ず事前にご相談ください。なお、以下の「指定変更申請について」に記載されているサービスの場合、変更届ではなく事前に「指定変更申請」が必要となりますので、ご留意ください。

【運営主体の変更】

合併や譲渡等により運営法人が変更される場合は、変更届での手続は認めておりません。対象サービスの廃止と新規指定申請が必要となりますので、ご留意ください。

※ 指定変更申請について

次に該当する変更をする時は、変更予定日の前々月の末日までに指定変更の申請を行う必要があります。変更申請は変更届とは異なりますので、ご注意ください。

- ●児童発達支援の利用定員を増加させるとき
- ●放課後等デイサービスの利用定員を増加させるとき